

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数 (1月末 暫定値) 45件 (昨年同期比-15件)

- 1 主な犯罪
- 空き巣 0件(-2件)
  - 自転車盗 12件(+5件)
  - 車上ねらい 0件(-9件)
  - 部品ねらい 1件(-5件)
  - オートバイ盗 1件(+1件)

特殊詐欺 3件 (1月末 暫定値) 被害総額 7,500,000円 (内訳)

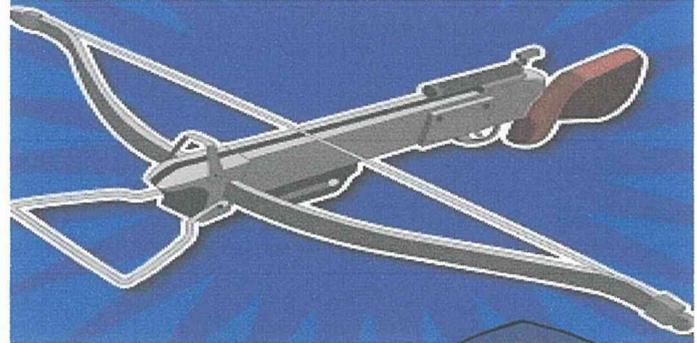
オレオレ詐欺	3件	被害金額	7,500,000円
預貯金詐欺	0件	被害金額	0円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

(令和4年1月末 現在)

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町		西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	
永田みなみ台	1	大橋町	1
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	
永田東		中里	
永田南	1	通町	
永田北		唐沢	
榎町		東藤田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	
山谷		別所中里台	
藤田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	
その他		合計	3

# クロスボウ



所持禁止



クロスボウ(ボーガン)の所持について!

本年3月15日、法律施行され、クロスボウの所持が許可制になります!  
 廃棄希望される方は、無償で処分しますので南警察署までご連絡ください!

担当：南防犯協会事務局  
 (南警察署内：生活安全課)  
 電話045-742-0110



## 特殊詐欺ニュース

# 1万円で200万円を 守りましょう！

※ R3年南区内の特殊詐欺1件あたりの被害額約180万円



迷惑電話機能付き電話機使用世帯の

# 特殊詐欺被害0件!!

特殊詐欺被害のほとんどが、固定電話への電話から始まっています。

迷惑電話機能付き電話機(販売価格1万円弱~)を設置して特殊詐欺被害を防ぎましょう！

不審な電話があれば南警察署  
045-742-0110

家族の絆で防ぐ、オレオレ詐欺  
特殊詐欺防止動画



<https://m.youtube.com/watch?v=6pUGYUdkQYI>  
鉄華×南防犯協会×南警察署



# 南区交通事故統計《2月》

令和4年1月末現在



## 発生件数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	1578	1697	-119
横浜市内	619	629	-10
南区内	23	36	-13

## 死者数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	11	19	-8
横浜市内	2	9	-7
南区内	0	0	0

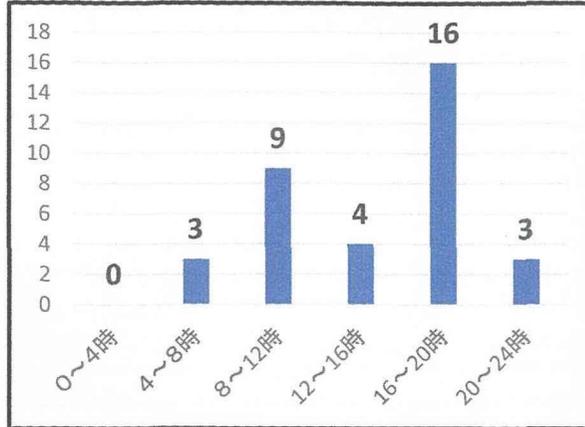
## 負傷者数

	令和3年	令和2年	増減数
神奈川県内	1800	1965	-165
横浜市内	716	709	7
南区内	26	40	-14

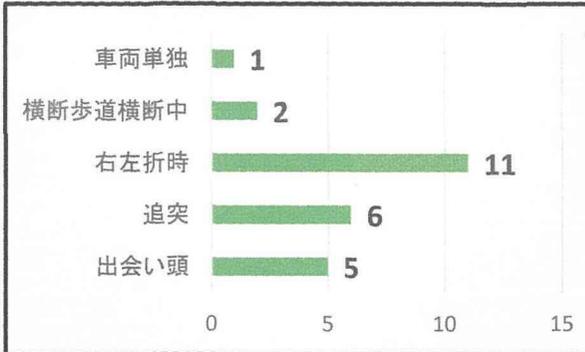
## 関係事故

	令和3年	構成率	増減数
高齢者	8	34.8%	-8
子供	0	0.0%	-5
二輪車	7	30.4%	5
自転車	4	17.4%	0

## 時間帯別発生状況



## 事故類型別発生状況



## 町名別発生状況

町名	令和3年	令和2年	増減数	町名	令和3年	令和2年	増減数
万世町	1	1	0	平楽	0	1	-1
三春台	0	0	0	庚台	0	1	-1
中島町	0	1	-1	弘明寺	0	0	0
中村町	2	1	+1	弘明寺町	0	2	-2
中里	1	1	0	新川町	1	1	0
中里町	0	0	0	日枝町	1	1	0
二葉町	0	0	0	東蒔田町	0	0	0
井土ヶ谷上町	1	0	+1	榎町	0	1	-1
井土ヶ谷下町	0	2	-2	永楽町	0	0	0
井土ヶ谷中町	2	1	+1	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	1	-1	永田北	0	0	0
八幡町	0	0	0	永田南	1	0	+1
六ツ川	3	1	+2	永田台	0	0	0
共進町	2	2	0	永田山王台	0	0	0
別所	2	2	0	永田東	2	3	-1
別所中里台	0	0	0	浦舟町	2	0	+2
前里町	0	1	-1	清水ヶ丘	0	0	0
南吉田町	0	0	0	白妙町	0	1	-1
南太田	3	1	+2	白金町	0	1	-1
吉野町	1	1	0	真金町	1	1	0
唐沢	0	0	0	睦町	3	0	+3
堀ノ内町	1	0	+1	花之木町	0	0	0
大岡	2	4	-2	若宮町	0	0	0
大橋町	0	0	0	蒔田町	0	0	0
宮元町	2	1	+1	西中町	1	0	+1
宿町	0	0	0	通町	0	2	-2
山王町	0	0	0	高根町	0	0	0
山谷	0	0	0	高砂町	0	0	0

## 南警察署からのお知らせ



幼児を車に乗せて運転する時は必ずチャイルドシートを使用しましょう。適切な取付け、適切な座り方でない場合、交通事故により幼児がチャイルドシートから飛び出してしまう恐れがあります。取扱説明書をよく読み、確実に取付け、幼児の安全を守りましょう。

～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

# 令和4年火災・救急概況

南消防署  
1月1日～1月31日

## 1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和4年	令和3年	増△減	
火災件数	5	3	2	
火災種別	建物	3	3	0
	林野	0	0	0
	車両	0	0	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	2	0	2
焼損床面積 (m <sup>2</sup> )	12	0	12	
死者 (人)	0	0	0	
負傷者 (人)	1	0	1	
主な火災原因	放火(疑い含む)	2	0	2
	配線器具	1	0	1
		0	0	0
		0	0	0
救急出場件数	1,281	1,081	200	
救急種別	急病	928	774	154
	一般負傷	232	191	41
	交通事故	36	40	△4
	その他	85	76	9

## 2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和4年	令和3年	増△減	
火災件数 (件)	58	66	△8	
焼損床面積 (m <sup>2</sup> )	246	2,492	△2,246	
死者数 (人)	2 (1)	4 (0)	△2	
負傷者数 (人)	6	10	△4	
救急出場件数 (件)	20,167	16,422	3,745	
救急種別	急病	14,027	11,468	2,559
	一般負傷	3,939	2,935	1,004
	交通事故	715	674	41
	その他	1,486	1,345	141

\* 死者数欄( )内の数値は、放火自殺者の内数

## 3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和4年	令和3年	増△減	令和4年	令和3年	増△減
行政区別件数	鶴見	4	6	△2	1,556	1,194	362
	神奈川	4	2	2	1,172	1,038	134
	西	4	0	4	763	587	176
	中	5	12	△7	1,392	1,190	202
	南	5	3	2	1,281	1,081	200
	港南	2	6	△4	1,241	948	293
	保土ヶ谷	5	2	3	1,104	973	131
	旭	5	1	4	1,338	1,091	247
	磯子	3	1	2	989	816	173
	金沢	1	5	△4	1,088	897	191
	港北	3	6	△3	1,569	1,261	308
	緑	2	1	1	892	736	156
	青葉	5	4	1	1,215	979	236
	都筑	1	3	△2	876	638	238
	戸塚	4	4	0	1,415	1,215	200
	栄	2	2	0	657	558	99
	泉	2	4	△2	897	678	219
瀬谷	1	4	△3	720	539	181	

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

## 4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	1	
寿東部連合町内会	0	2分団
中村地区連合町内会	1	
蒔田連合町内会	1	3分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ヶ谷地区連合町内会	0	4分団
北永田地区連合町内会	0	
永田みなみ台連合自治会	0	5分団
本大岡地区町内会連合会	0	
大岡地区連合町内会	0	
別所地区連合町内会	1	6分団
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	0	
六ツ川大池地区連合自治会	0	1～6分団
連合未加入自治会、その他	0	
合計	5	

## 5 南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数 (件)
第1分団	1
第2分団	1
第3分団	2
第4分団	0
第5分団	0
第6分団	1
合計	5

# かわら版(2月号)

発行者：南消防署

予防係

## 南永田山王台連合町内会が 2年間の連続無火災を達成!

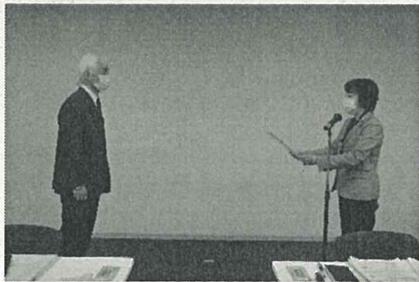
日時:令和4年1月20日(木)

場所:南区役所701会議室

内容: 南永田山王台連合町内会が令和元年12月30日から令和3年12月30日までの2年間無火災を達成されましたので、「市民防災の日」南区推進委員会の委員長である松山南区長から南永田山王台連合町内会長の岩田会長へ感謝状が贈呈されました。

同連合町内会は、地域住民及び地元消防団が日頃から出火防止活動等に積極的に取り組んでおり、平成29年3月から平成31年の2年間にも無火災を達成しています。

昨年は、一昨年に比べ12件火災が増加するとともに、既に本年1月には5件の火災が発生しております。改めまして出火防止に御協力をお願いいたします。



表彰式の様子



(左から松山南区長、岩田会長、今山南消防署長)

警防課

## 震災対策訓練を実施しました

日時:令和4年1月19日(水)、20日(木)

場所:南消防署(南区浦舟町2-33)

内容: 横浜市内で震度7強の地震が発生したことを想定した震災対策訓練を実施しました。

この訓練は、発災直後の初動対応訓練と発災から18時間経過した時点での災害受信や部隊運用等が具体的な災害シナリオに基づいて行われ、職員一人ひとりがそれぞれの役割を再確認し、実災害に即した訓練になりました。

災害はいつ起こるかわかりません。1月はトンガ沖大規模噴火・津波により世界各地で被害が発生しました。いざという時に、迅速・確実な活動ができるよう、南消防署は万全な備えを進めていきます。



作戦本部



訓練の様子



区連会 2月定例会資料  
令和4年2月21日  
南 消 防 署

自治会町内会長 各位  
地区連合自治会町内会長 各位

南 消 防 署 長

令和4年「春の火災予防運動」の実施について

令和4年3月1日（火）から3月7日（月）まで、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

つきましては、本運動の実施に当たり、自治会町内会の各掲示板へのポスター掲出について御配慮いただきますようお願い申し上げます。

※ 掲示期間が令和4年9月30日となっておりますが、概ね2か月以内の期間で御対応いただきますようお願い申し上げます。

◇ 火災予防運動の趣旨

火災予防運動は、区民の皆さま一人ひとりが火災予防を意識することにより、火災及び火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

◇ 2021年度「全国統一防火標語」

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

南消防署総務・予防課予防係  
担当 折戸、河原  
電話・FAX 253-0119



# 命を守る、火の用心

令和3年度 春の火災予防ポスターコンクール



最優秀 横浜橋通商店街理事長賞

南吉田小学校 3年生 みやざわ 宮澤 かいと 海斗 さん



住宅用火災警報器の点検をしていますか？



11月9日と3月1日は住宅用火災警報器の「市内一斉点検の日」



南区区連会承認番号第35号 掲示期間：令和4年9月30日

南消防署 南消防団 南火災予防協会

【お問合せ】 南消防署総務・予防課 電話/FAX:045-253-0119 受付時間:平日8時45分~17時(12時~13時を除く)

区連会 2 月 定例会 資料  
令和 4 年 2 月 21 日  
南区 地域 振興 課

令和 4 年 2 月 21 日

自治会町内会長 各位

南区連合町内会長連絡協議会  
会 長 吉 井 肇

自治会町内会加入促進事業「市営ラッピングバス」について

春寒の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から区政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

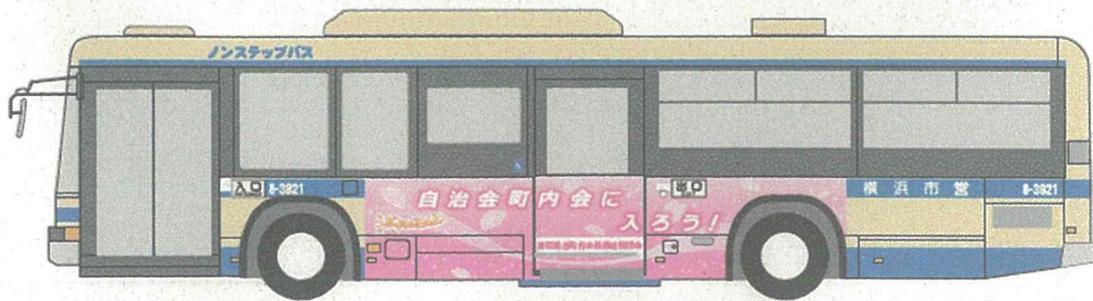
さて、南区連合町内会長連絡協議会における自治会町内会加入促進事業の一環として、自治会町内会を効果的にPRするため、ラッピングバスを走らせます。転入者の多い2月下旬から約1か月間、市営バス4台が主に南区内を走行予定です。

運行期間：令和4年2月28日（月）から約1か月間

運行場所：主に南区内（滝頭営業所：102・156・158系統

保土ヶ谷営業所：79・199系統

磯子営業所：2・113系統を中心に、4台走行予定）



南区連合町内会長連絡協議会事務局  
（南区役所地域振興課地域活動係）  
担当：井本 電話：341-1235

MINAMI

# 南区元気な地域づくり補助制度

みなみの「あったかい」がここにある☀️

令和4年度  
募集案内〈総合版〉

NEW!  
南区地域の力応援  
補助金

A  
コース

## CHIKI-RYOKU

新たに地域課題に取り組むグループや他団体と連携して行う取組は、こちらです！

3  
年間

15  
万円  
上限

地域振興課 地域力推進担当

南区地域福祉保健計画  
チャレンジ支援事業  
補助金

B  
コース

## FUKUSHI-HOKEN

「サロン」や「健康づくり」など身近な福祉保健の分野は、こちらです！

3  
年間

10  
万円  
上限

福祉保健課 事業企画担当

南区文化賑わい支援  
補助金

C  
コース

## BUNKA-NIGIWAI

文化に親しむきっかけ、地域の賑わいを創出する活動は、こちらです！

3  
年間

15  
万円  
上限

地域振興課 区民活動推進係

南区は地域のチャレンジを応援します！

対象団体や対象事業に応じて3つのコースがあります。

まずは、お気軽にご相談ください！

南区元気な地域づくり補助制度 🔍 検索

南区役所WEBページでもご紹介しています！

MINAMI  
 みなみの「あったかい」がここにある  
**南区元気な地域づくり補助制度**



補助金名	南区地域の力応援補助金 <b>A</b>	南区地域福祉保健計画 チャレンジ支援事業補助金 <b>B</b>	南区文化賑わい支援補助金 <b>C</b>
目的	地域の課題解決に向けた取組を支援します	南区地域福祉保健計画を具体的に進める取組を支援します	地域文化振興・地域の賑わいづくりを支援します
対象事業	<p>【新たに地域の課題解決に取り組みたい団体】</p> <p>①寺子屋みなみ等の講座修了生を2人以上有する団体が行う活動又は②自治会・町内会と連携して行う活動</p> <p>【既に地域の課題解決に取り組む団体】</p> <p>③他団体と連携して行う新たな活動</p>	<p>南区地域福祉保健計画の区全体計画又は地区別計画の推進に該当する自主的な活動</p> <p>(例) サロン・健康づくり</p>	<p>区民を中心に構成された団体等が行う活動で</p> <p>①区民が文化に親しむ機会を提供する事業 又は ②地域の賑わいを創出する事業</p>
補助金額 (上限)	150,000円(1年目) 100,000円(2年目) 50,000円(3年目)	100,000円(1年目) 70,000円(2年目) 50,000円(3年目)	150,000円
補助対象経費 割合(上限)	9割(対象事業①) 7割(対象事業②③)	7割	5割
補助期間	最大3年	最大3年	最大3年
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の立ち上げ、拡大費用</li> <li>事業の実施費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の立ち上げ費用</li> <li>事業の拡大費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施費用</li> <li>事業の拡大費用</li> </ul>
相談期間	令和4年2月21日(月) ～4月8日(金)	令和4年2月21日(月) ～4月8日(金)	令和4年1月20日(木) ～4月8日(金)
申請期間	令和4年4月1日(金) ～4月22日(金)	令和4年4月1日(金) ～4月22日(金)	令和4年4月1日(金) ～4月22日(金)
詳細	それぞれ募集案内等をご用意しておりますので、申請にあたってはそちらをご覧ください。 ※ご相談内容によっては、他の補助金をご案内することがあります。		
申請・問合せ先 WEBページ	<p>南区役所 地域振興課 地域力推進担当</p>  <p>南区浦舟町2-33 (6階 63番窓口) TEL: 341-1239 FAX: 341-1240</p>	<p>南区役所 福祉保健課 事業企画担当</p>  <p>南区浦舟町2-33 (4階 42番窓口) TEL: 341-1183 FAX: 341-1189</p>	<p>南区役所 地域振興課 区民活動推進係</p>  <p>南区浦舟町2-33 (6階 61番窓口) TEL: 341-1238 FAX: 341-1240</p>

※この補助金は、令和4年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

地域でかがやく



わたしに会える

新しい補助金はじまります☀️

補助額

最大 15万

令和4年度

南区地域の力応援補助金

募集案内

(南区元気な地域づくり補助制度 Aコース)



相談期間：令和4年2月21日（月）～  
4月8日（金）

申請期間：令和4年4月1日（金）～  
4月22日（金）

申請にあたっては、必ず期間内に一度ご相談ください。

申請書・詳細は

こちら



E-mailでも相談できます

TEL: 341-1239 E-mail: mn-chiikiryouku@city.yokohama.jp

南区 地域振興課 地域力推進担当

# 地域でかがやく わたしに会える

地域のことを学ぶため、区民対象の講座を受講したAさんの場合

寺子屋みなみを受講し、地域の魅力や歴史を学び、仲間もできたよ。



**Q** 地域の魅力を多くの人に知ってもらいたいな。でも、活動資金はどうしたらよいだろう。

**A** 備品の購入や活動者の保険料など、活動に必要な資金は補助金を活用すれば解決！！

地域情報誌を読み、趣味や特技を地域で発揮したくなったCさんの場合

キラリを読み、私も趣味仲間と一緒に、町内会と連携した多世代交流イベントを開催して、地域を盛り上げたい。



**Q** イベントを開催するのに必要な、飾りや衣装代などに充てるお金はどうしよう。

**A** 補助金で飾りや衣装代などを購入すれば、楽しいイベントを開催できますよ。

あなたのお悩み、地域の力応援補助金で解決するかも！？

地域の力応援補助金を活用することで、地域活動をはじめるときの困りごとを支援します。  
「私たちの団体は対象になるの?」「もっと詳しく教えてほしい」など、どんなことでもかまいませんので、まずはご相談ください！相談は無料です。

南区 地域振興課 地域力推進担当

☎ 045-341-1239

✉ mn-chiikiryou@city.yokohama.jp

＼まずは、御相談ください！／

相談された団体には、もれなく素敵な粗品をプレゼント！

専門家派遣を活用し、地域活動のアドバイスをもらったBさんの場合

サークルのみんなで、地域の高齢者にスマホの使い方を教えたいと思い、まずは専門家派遣を活用してプランを作成したわ。



**Q** スマホ教室を開くためには、会場を借りたりチラシを作ったりと、お金がかかるわ。

**A** 周知に必要なチラシの作成代や会場費などにも、補助金を活用してください！

他団体と連携した地域活動を試みたDさんの場合

地域活動発表会の動画を視聴したら、今どきの団体も多く、活動のヒントを得ることができたわ。



**Q** 他の団体と一緒に、新しい活動を始めてみたいのだけど、そのためには、打合せも必要だし、アドバイスも欲しいわ。

**A** 補助金を活用することで、専門家のアドバイスを受けたり、会議に必要な費用の一部に充てることができます。

—地域の力応援補助金を活用して、もっと地域を元気に！—

## 寺子屋みなみとは？

地域課題の解決や魅力づくりを進める力を養うことを目的に、地域・区役所・NPO等が協働して企画・運営する講座です。

令和4年度からは、地域で何かを始めたい人や、地域のことを学びたい人を応援する講座を開講する予定です。



## 専門家派遣とは？

地域の魅力づくりに向けた取組が継続・発展するよう、活動に対する助言や計画づくりの支援を行う専門のコーディネーターを派遣します。新たに地域課題に取り組みたい団体・グループも対象です。



## キラリとは？

地域を元気にするために活動されている人（キラリびと）を紹介しています。皆さんが地域活動を始めたきっかけや、地域への想いなどもお伝えしていますので、ぜひ御覧ください！



## 南区地域活動発表会とは？

補助金を活用し、新たな地域活動に挑戦した団体等が日頃の活動の成果を発表しています。発表内容は、Youtube横浜市公式チャンネルで動画を配信しています♪



## 第32回南区桜まつりのリーフレットについて

大岡川沿いのライトアップ・ぼんぼり点灯を実施する、第32回南区桜まつりのリーフレットを作成しました。

新型コロナウイルス感染症の基本的な対策や注意喚起を記載し、コロナ禍においても地域をはじめとすご来場の皆様に、変わらずきれいに咲き誇る桜をお楽しみいただきたく存じます。

なお、例年お願いしております掲示板掲載及び班回覧の依頼はありませんが、リーフレット1部を情報提供させていただきます。

感染状況によっては、実施内容が変更となる場合がございます。

### ■リーフレットについて

#### (1) 概要

A3サイズの観音折り（4つ折り）

表紙面：桜まつりチラシ、注意事項

中面：地図（桜スポット、トイレ等を記載）

#### (2) 主な配架場所・日程

- ・場所：南区役所1Fパンフレットコーナー、区民利用施設、区内各駅 等
- ・日程：2月21日（月）～ 無くなり次第終了

#### (3) 使用方法

- ・表紙面を下図のように山折りすることで、自治会町内会の掲示物としてご活用いただけます。
- ・中面（地図）をご参照いただき、南区内の桜の名所を巡ることができます。

表紙面（チラシ、注意事項）

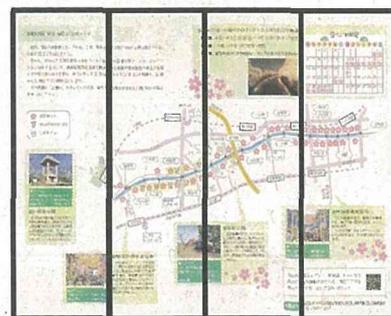
掲示物

中面（地図）



山折り

山折り



【連絡先】南区地域振興課 区民活動推進係担当

飛留間、前田、塩野谷 電話 045-341-1237

第32回  
南区

# 桜まつり

桜のライトアップ・ぼんぼり点灯

令和4年

3月25日(金)～

4月10日(日)

※18時～21時(点灯時間3時間)

## 点灯区間

観音橋(横浜弘明寺商店街)  
～井土ヶ谷橋(市立蒔田中学校)

リーフレットには地図、お願い事項  
が掲載されておりますので、ご確認  
ください。

なお、状況によっては、内容を変更  
する場合があります。

主催：南区民まつり運営委員会  
運営：南区桜まつり実行委員会  
共催：横浜市南区役所

■第32回 南区桜まつりとは・・・

例年、南区の風物詩となっている、3月下旬から4月上旬に行われる南区桜まつりも、今年で32回目を迎えました。

今年も、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ステージイベントなどはありませんが、横浜弘明寺商店街の観音橋から蒔田中学校付近の井土ヶ谷橋までの桜にぼんぼりを架け、令和4年3月25日(金)から4月10日(日)の期間中、18時から21時までの3時間点灯します。

ぜひ表面の「お願い」を守っていただき、毎年見事な花を咲かせる大岡川沿いの桜をお楽しみください！

■大岡川沿いの桜のライトアップ・ぼんぼり点灯の概要

期間：令和4年3月25日(金)～4月10日(日)の17日間

時間：18時～21時(点灯時間3時間)

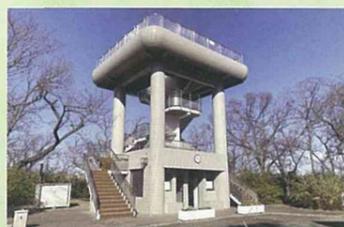
区間：観音橋(横浜弘明寺商店街)～井土ヶ谷橋(市立蒔田中学校)



点灯期間

3月							4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30

- 桜スポット
- ぼんぼり点灯区間
- 公衆トイレ



■アクセス  
住所：横浜市南区弘明寺町244-5  
市営地下鉄ブルーライン 弘明寺駅 徒歩10分  
京浜急行電鉄 弘明寺駅 徒歩3分

■弘明寺公園  
約200本の桜が植えられており、京急弘明寺駅から直結で行ける大型遊具のある公園です。公園内にある展望台からは、ランドマークタワーやベイブリッジが望めます。ウォーキングにもおすすめです。



■アクセス  
住所：横浜市南区宿町1-1  
市営地下鉄ブルーライン 吉野町駅 徒歩5分  
蒔田駅 徒歩7分  
京浜急行電鉄 南太田駅 徒歩5分

■蒔田公園  
大型遊具があり、ファミリーに人気の公園です。桜が約20本植えられています。例年桜まつりでは、4月の第1日曜日に蒔田公園でイベントを実施していますが、感染症のため今回は実施しません。



■アクセス  
市営地下鉄ブルーライン 阪東橋駅 徒歩2分  
京浜急行電鉄 黄金町駅 徒歩7分

■横浜橋通商店街  
約130店舗が並び、昭和3年開業から、横浜下町「庶民の台所」として賑わいます。「いきな下町」キャッチフレーズに、日々活気が溢れ、外国語も飛び交います。



■アクセス  
市営地下鉄ブルーライン 弘明寺駅 徒歩0分  
京浜急行電鉄 弘明寺駅 徒歩3分

■横浜弘明寺商店街  
2019年にアーケードを改修し、現在も活気で溢れる商店街です。現在約100軒の店舗が軒を連ね、横浜最古の寺院である弘明寺観音につながっています。アーケードの中央で横切って流れる大岡川の橋から望む桜は圧巻です。

南区内の観光スポット、飲食店、トイレなど約230カ所が掲載されている「南区デジタル観光マップ」を、ぜひご活用ください！

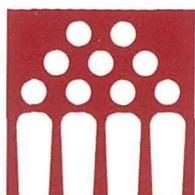


# 新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症が国内に蔓延している状況を踏まえ、政府（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）及び神奈川県の実施方針に基づき、感染防止対策を徹底し、開催します。

感染症対策として桜まつり開催期間中は、大岡川沿いに警備員を配置しておりますので、ご来場の際は従っていただきますよう、ご協力をお願いします。

## 下記の感染防止策に



密集回避

### ①密集回避

お花見の際は密集せず、人との距離（最低1m）を保ちましょう。



密接回避

### ②密接回避

マスクの着用を徹底し、会話はなるべく控えましょう。

厚生労働省新型コロナウイルス接触確認

## その他ご来場にあたって

### お花見について

- ①ゴミのお持ち帰りにご協力ください。道路や川へのポイ捨ては禁止です。
- ②川沿いで場所取り等による飲食、道路・歩道での宴会はご遠慮ください。
- ③21時に桜のライトアップ・ぼんぼりを消灯しますので、ご理解ください。

# マナーを守って

# 感染症について



また、以下に該当する方はご来場をご遠慮ください。

発熱、軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）のいずれかの症状がある方、新型コロナウイルスの感染が疑われる方、また罹患し治癒していない方

## ご協力ください



密閉回避

### ③密閉回避

同じ場所に長時間立ち止まらず、歩きましょう。



手洗い

### ④手洗い

飲食前、帰宅後は必ず手洗いをしましょう。

アプリ（COCOA）もご活用ください。

## 皆様へのお願い

### トイレについて

- ①地図（裏面）に記載の  マークの場所に公衆トイレがあります。
- ②感染症対策のため、仮設トイレの設置はございませんので、公衆トイレの混雑が予想されます。なるべく早めにお済ませすることをお勧めいたします。

少人数でのご来場にご協力ください。

# 楽しいお花見を！

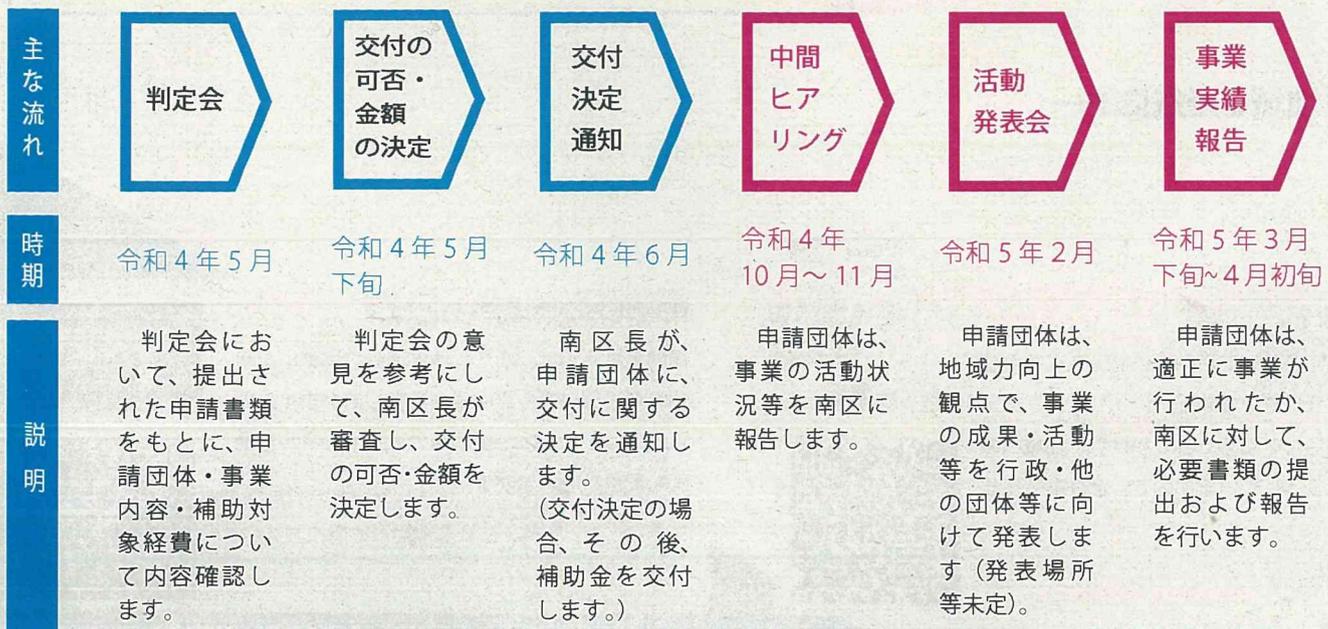
# 南区地域の力応援補助金概要

南区内で地域の課題解決や魅力づくりに向けた活動に取り組む団体・グループに対し、補助金を交付します。

コース名	寺子屋修了生応援コース		地域のつながり応援コース	
対象団体	新たに地域の課題解決に取り組みたい団体		新たに地域の課題解決に取り組みたい団体	既に区内で地域の課題解決に取り組む団体
条件	寺子屋みなみ又は区が指定する講座修了生（予定者含む）を2人以上有する団体 かつ、申請時において、該当者の修了認定日が3年以内かつ団体の設 立が3年以内		自治会・町内会（連合可）と連携して行う活動	他団体と連携して行う新たな活動
対象事業	民主的な意思決定の場があり、年度を越えて継続的な取組を行っている、又は行おうとしていること 地域の課題解決や魅力づくりに向けた取組			
事業例	InstagramやYoutubeで子育て層に地域の魅力や地域情報を伝える	コーヒー愛好会が町内会と連携し、講習会を開催	学援隊が保活と連携し、通学路の街歩きイベントを開催	
補助対象経費	消耗品費、通信・印刷費、謝金、使用料、保険料、備品費、委託料、交通費、飲料費 ※交通費と飲料費は補助対象経費の1/10以内、備品費は1/2以内			
補助金額（上限）	150,000円（1年目）／100,000円（2年目）／50,000円（3年目）			
補助率（上限）	9割	7割	7割	
補助期間	最大3年			

## スケジュール

申請書類を受理した後、南区地域の力応援補助金判定会で内容を確認し、区長が判定会の意見を参考に審査し、交付に関する決定をします。 ※新規の申請団体には、判定会で事業の概要説明（プレゼンテーション）をしていただきます。



※この補助金は、令和4年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について（情報提供）

### 1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。対象世帯の方がこの給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。

詳細は別添「横浜市版 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内」をご覧ください。

### 2 申請書の配布及びチラシ配架場所（令和4年2月16日配布開始）

令和3年12月10日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員が令和3年1月1日以前から横浜市に住民登録がある住民税非課税世帯には、2月14日から順次、「確認書（申請書）」をお送りします。

世帯の中に令和3年1月2日以降に市外から転入した方がいる住民税非課税世帯の方や、家計急変世帯（令和3年1月以降に世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）の方は、下記(1)の方法で申請書を取得していただき、申請をしてください。

#### (1) 申請書配布

ア 区役所申請サポート窓口、区社会福祉協議会にて配布

イ 横浜市ウェブページからダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

#### (2) チラシ配架場所

市役所、区役所、市・区社会福祉協議会、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ

### 3 お問合せ先

#### (1) 横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）

FAX 番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）

受付時間：午前9時から午後7時まで（土日祝日含む。）

※ 3者通話による外国語対応を行います。

（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、タガログ語）

#### (2) 申請サポート窓口（令和4年2月16日開設）

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日）

※ 詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

横浜市 住民税非課税 給付金 **検索**

※ 広報よこはま 2・3月号に制度概要等を掲載

※ 横浜市民生委員児童委員協議会 3月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただきます。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

吉田、小野田

電話番号：671-4754、FAX 番号：664-4739



# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内

受給には手続きが必要です

## 支給対象と申請の手続き

### 横浜市で支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯の世帯主)

#### ① 非課税世帯

令和3年12月10日時点で  
横浜市に住民登録があって  
世帯全員の令和3年度※  
「住民税均等割が非課税」  
の世帯

※令和2年1月1日から令和2年12月31日の  
間に得た収入が対象

#### ② 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民  
登録があって新型コロナ  
ウイルス感染症の影響で  
令和3年1月以降の収入が  
減少し「住民税非課税相当」  
の収入となった世帯

【さらに】世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていない  
他都市含め、世帯内に、本給付金を支給された方がいない

#### A 確認書(申請書)が届きます(要返送)

世帯の全ての方が  
令和3年1月1日以前から  
横浜市にお住まいの場合

郵送で確認書(申請書)が届きます。  
必要事項をご記入の上、ご返送ください。

#### 申請書を提出してください

横浜市ウェブサイトからダウンロード、  
または区役所等で書類を受け取り、  
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「②」へ

または

#### B 申請書を提出してください

世帯の中に令和3年1月2日以降に  
市外から転入してこられた方がいる  
場合

横浜市ウェブサイトからダウンロード、  
または区役所等で書類を受け取り、  
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「①」へ

#### 給付金の支給額

1世帯あたり10万円(支給は1回のみ)

#### 申請期限(必着)

令和4年9月30日(金)

横浜市 住民税非課税 給付金

検索



特設ページ

# 給付金の申請手続き

## ① 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

A

**世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの場合**

- 対象世帯の世帯主の方へ、支給内容や確認事項が書かれた確認書(申請書)が**郵送で届きます**。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返送**してください。



B

**世帯の中に、令和3年1月2日以降に横浜市へ転入してこられた方がいる場合**

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で**お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。  
(令和3年度の住民税課税地が横浜市ではないため、申請をお願いします。)

※令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの方でも、世帯構成に変更があった場合は、確認書(申請書)が届かない可能性がありますので、個別にお問合せください。

## ② 家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯)

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で**お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準\*以下であることを指します。なお、収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。

\*〈一例〉単身又は扶養親族がいない場合：給与収入100万円以下、配偶者又は扶養親族を1名扶養している場合：給与収入156万円以下

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

### お問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター  
(制度についてのお問合せ)

**0120-526-145**

受付時間：9：00～20：00 ※土日祝含む

横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

**0120-045-320**

受付時間：9：00～19：00 ※土日祝含む

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号：0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

### 申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間：月～金曜日：9：00～17：00 ※受付日時は変更することがあります。



# 家計急変世帯に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内

申請締切日  
**9/30** (金)  
必着

受給には手続きが必要です

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当となった横浜市在住の世帯(世帯主)に給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯に対する給付金をもらった方は支給対象外です。

支給対象となる世帯

**申請日時点で横浜市に住民登録があつて、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯**

※令和3年1月以降の「任意の1か月の収入」を12倍することで年収に換算して判定します。  
 ※令和4年6月以降(令和4年度住民税の税額決定後)に令和3年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和4年度住民税均等割非課税であることが条件です。  
 ※世帯としての収入(所得)の合計ではなく、世帯全員のそれぞれの収入(所得)で判定します。

## 住民税非課税相当の判定イメージ(例)

令和3年1月  
以降の任意の  
1か月の収入

×

12か月



家族構成例	住民税非課税相当限度額 (収入額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	156.0万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円以下
障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合	204.3万円以下

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。  
 詳細は、横浜市ウェブサイト等でご確認ください。

申請手続き・問合せ先等

申請手続き : 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等でお受け取りいただき、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送してください。

市ウェブサイト : [横浜市 住民税非課税 給付金](#) [検索](#)

コールセンター : 0120-045-320 (9:00~19:00、土日祝含む)  
 相談窓口 : 各区に申請サポート窓口を設置 (平日 9:00~17:00)  
 ※コールセンター、相談窓口、ともに、受付日時は変更することがあります。

  
 特設ページ

自治会町内会長の皆様へ

日頃から横浜市政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

市民の皆様へ新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に関する情報等をご案内するため、本市では「ワクチンNEWS」を発行しております。

このたび、3回目接種の接種券の発送時期等について掲載した「ワクチンNEWS第11号」を発行いたしましたので、お知らせいたします。

なお、この「ワクチンNEWS」は、情報の更新に合わせて発行し、区役所、地域ケアプラザ等に配架してまいります。

今後も、市民の皆様に必要な情報の発信に努めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和4年2月16日

横浜市健康福祉局長 田中 博章

# ワクチン NEWS No.11

令和4年2月14日時点の情報をもとに作成しています。



## 新型コロナウイルスワクチン3回目接種



### 3回目接種の接種券の発送時期について

令和4年2月下旬から3月までの接種券の発送日を次のとおりとします。(一部の方については、接種券の発送を前倒しました)

### 新型コロナウイルスワクチン3回目接種券の発送時期

接種券を受け取り次第、予約が可能になります

#### 高齢者(65歳以上の方)

2回目の接種日(令和3年)	接種券発送時期(令和4年)	対象者数(人)
7/17 ~ 8/24	2/21(月)	約30.2万
8/25 ~ 9/6	2/25(金)	約1.1万
9/7 ~ 9/13	3/7(月)	約0.4万
9/14 ~ 9/20	3/14(月)	約0.3万
9/21 ~ 9/27	3/22(火)	約0.3万
9/28 ~ 10/3	3/28(月)	約0.3万

#### 一般(64歳以下の方)

2回目の接種日(令和3年)	接種券発送時期(令和4年)	対象者数(人)
7/14 ~ 8/3	2/25(金)	約21.0万
8/4 ~ 8/12	2/28(月)	約20.3万
8/13 ~ 8/27	3/7(月)	約26.7万
8/28 ~ 9/20	3/14(月)	約37.7万
9/21 ~ 9/27	3/22(火)	約12.9万
9/28 ~ 10/3	3/28(月)	約12.2万

※2回目接種を受けた日付は、1・2回目接種券と同じ用紙の「予防接種済証(臨時)」で確認できます。

※発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合があります。発送予定日を1週間経過しても接種券が届かない場合は、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターにご連絡ください。

※高齢者(65歳以上の方)で2回目の接種日が令和3年7月16日以前の方、一般(64歳以下の方)で2回目の接種日が令和3年7月13日以前の方の接種券は発送済みです。

※令和4年4月以降は、2回目の接種から6か月の時点で順次発送します。

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問合せは、

**横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター**

**☎ 0120-045-070**

**FAX 050-3588-7191**  
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

受付時間 毎日9時~19時

電話のかけ間違いにご注意ください

対応言語

English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語

最新情報は  
こちら

横浜市ウェブサイト  
新型コロナウイルスワクチン接種について  
(特設ページ)

横浜市 ワクチン接種



横浜市LINE  
公式アカウント



Twitter  
横浜市広報課



## 3回目接種はワクチンの種類に関わらず、 早めの接種をご検討ください

3回目接種では、1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、武田/モデルナ社またはファイザー社のワクチンを接種できます。1・2回目接種時のワクチンに限定せず、いずれのワクチンでも予約が取れる場所で早めの接種をご検討ください。

3回目接種について、国からは次のことが示されています。

- 1・2回目と異なるワクチンを接種した場合でも、十分な効果と安全性が確認されていること
- 2回目の接種で武田/モデルナ社ワクチンを接種した方が、3回目に武田/モデルナ社ワクチンを接種した場合、2回目接種後と比較して、リンパ節症は多く見られるが、発熱や疲労などの症状は少ないこと

出典：追加(3回目)接種に使用するワクチンについてのお知らせ(65歳以上の方へ)(令和4年1月28日厚生労働省発行)

## 新型コロナウイルスワクチン 小児接種

新型コロナウイルスワクチンの小児接種の準備を進めています。小児接種の概要については、次のとおりです。(小児接種の予防接種法上の位置づけは、国の分科会での議論を踏まえ決定される見込みです)

対象年齢	5歳から11歳
開始時期	令和4年3月7日(月)以降
使用するワクチン等	ファイザー社製 コミナティ筋注 5～11歳用 ※12歳以上の方向けのワクチンとは用法・用量が異なります。 ※2回接種します。
接種場所	小児科を中心とした個別医療機関 335機関 (令和4年1月31日時点) ※今後も接種できる医療機関を増やしていきます。 医療機関名簿(区別)は、3月上旬に市ウェブサイトに掲載します。
接種券の発送予定日	令和4年3月4日(金) ※令和3年度中に、5～11歳になる小児に一括送付します。 ※令和4年4月以降、新たに5歳になる方には、誕生日を迎える前月末に毎月発送します。 ※郵便事情により、お手元に届くまでに長くて1週間程度かかりますので、ご注意ください。
予約方法	医療機関で直接予約を受け付けます ※医療機関によって予約を受け付ける方法・時間帯が異なりますので、ご確認ください。 ●基礎疾患等のある方の優先予約期間： お手元に接種券が届いてから令和4年3月18日(金)まで 小児接種の開始当初は、ワクチンの供給量が限られているため、基礎疾患等のある方に優先予約期間を設け、その後年齢順に、予約できるようにします。 ※基礎疾患等のある方は、個別通知を受け取り次第、同封の接種券を使って予約申し込みできます。 ※基礎疾患等のない方は、3月19日(土)以降、年齢区分ごとに予約開始の目安の時期を設定し、順次予約いただきます。

※接種する際は保護者の同意が必要となります。接種により期待できる効果と、副反応等のリスクの双方について考慮いただき、接種を受けるご本人(お子様)ともご相談の上で接種についてご判断ください。

※小児接種に関する情報は、市ウェブサイト等で周知していきます。

- 新型コロナウイルスワクチン接種に関する計画は、国の方針等に基づいたものです。今後国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。
- 今回お知らせした内容は、本市の需要に見合ったワクチン供給を受けることを前提とした計画です。ワクチン供給の状況により、変更となる可能性があります。
- 新型コロナウイルスワクチン接種に関する計画は、関連する予算の成立を前提としています。